工事名称	大阪府営枚方牧野北第1期高層住宅（建て替え）新築外2件くい工事
工事場所	大阪府枚方市三栄二丁目
工事概要	施工区域面積 1853.13 ㎡ ※既存杭撤去概要　RC杭　φ300　L=8.5m～11.0m　254本 PC杭　φ350　L=12.3m～14.8m　77本 PC杭　φ300　L=13.8m～14.4m　14本
工事範囲	（1）撤去工事　（2）仮設工事　（3）整地工事　（4）屋外整備工事
別途工事	
地域地区等	⊙市街化区域　・市街化調整区域 用途地域：⊙（　第1種中高層　）住居専用地域　⊙（　第二種　）住居地域　・近隣商業地域　・商業地域 ・準工業地域　・工業地域　・工業専用地域　・指定なし 防火地域：・防火地域　⊗準防火地域　・指定なし　・第22条指定区域内 その他：・砂地　・砂防　・風致　・都市公園　・河川保全　・土地区画整理　⊙（第二）種高度地区　⊙（第三）種高度地区
設計図書	図面 Ⅱ 集（本特記仕様書を含む）、補足説明書、図面・補足説明書に対する質問回答書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築物解体工事共通仕様書 平成１８年版（以下「解体共仕」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２２年度版（以下「標仕」という。）、アスベスト処理工事については国土交通大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　平成２２年版（以下「改修標仕」という。）による。

第１章　一般共通事項

	項　目	記　載　欄
※	本特記仕様書の取扱い	項目、記載欄については、⊙印又は※印を付けたものを適用する。⊙印のない場合は※印のついた項目、記事を適用する。
※	設計図書の優先順位	（1）図面・補足説明書に対する質問回答書　（2）補足説明書　（3）特記仕様書　（4）図面　（5）解体共仕・改修標仕　（6）標仕
※	指定材料	材料の商品名、製造所、施工業者は、特記されたものによるほか、監督職員が同等以上と認めたものを使用する。
※	工法の記載のない材料	設計図書に工法が記載されていない材料は、製造所、施工業者等の標準仕様により施工すること。
※	用語の定義	「監督職員」とは、工事請負契約書に規定する監督員をいう。
※	疑義に対する協議	設計図書に明示の場合又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議する。
※	軽微な変更	現場の納まり、取合い等の関係による軽微な変更は、監督職員の指示による。なお、この場合における請負金額は、増額しない。
※	防火材料	法定防火材料及び法定耐火材料、耐火構造、その他法の定めのあるものは、その認定ラベル、認定番号等を示し監督職員の承諾を受けること。
※	再生材料の品質等	再生クラッシャランの品質及び粒度範囲は、プラント再生舗装技術指針の表2.1及び4.1による。 再生加熱アスファルト混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、プラント再生舗装技術指針の表4.5及び表4.6による。 再生材料の適用についてやむを得ない事情がある場合は、監督職員の承諾のうえ、解材とすることができる。
※	工事に伴う諸手続き	給排水、電気、その他の工事設備の設置、撤去の手続き及び道路交通法、災害及び公害防止関法その他工事に伴う諸手続きは、請負者が行うこと。
※	施工調査	着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行なう。
※	実施工程表	工事着手に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受けること。
※	施工計画書	工事着手に先立ち、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体方法並びに建設廃棄物処理等について、具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。
※	既存部分との取合い	既設施物と今回工事との取合い部分その他で、はつり及び工事の都合などにより破損、損傷させた箇所は、今回仕上げ及び旧仕上同材によって完全に補修しなければならない。取合い部分以外でも今回工事による損傷と認められた場合も同様とする。
※	境界杭の確認	隣地及び道路との境界は、工事着手と同時にこれを確認し、境界杭の埋没、倒壊、紛失のおそれのある箇所は、復生及び保存を行う。 なお、位置不明の場合は監督職員、隣地所有者及び関係官公署機関立会いのもとに定める。
※	材料検査に伴う試験	試験の基準は、日本工業規格（JIS）、基本標準規格（JES）、日本農林規格（JAS）、日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）とし、これらの規格に規定のないものについては、本仕様書の該当各項目又は監督職員の指示による。
※	施工	施工は、設計図書、施工計画書及び監督職員の承諾を受けた実施工程表に従って行なうこと。
※	施工中の安全確保	工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従ってこれを行う。 また、作業現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努めること。
※	施工中の環境保全	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 第３者に災害を及ぼしてはならない。 公害の防止に努めること。 善良な管理者の注意をもってしても、なお、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議すること。
※	関係法令等の遵守	工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。
※	官公署その他への届出手続き等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関へ必要な届出手続き等を遺漏無く行なうこと。
※	引渡し及び管理責任	完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡すものとする。なお、工事完了後引渡しまでの管理責任は請負者とする。又、引渡し時の状況により引渡き維持管理を求めることがある。
※	別途工事に対する協力義務	本工事請負者は別契約請負者に対して、仮設施物用地の確保、工事進入路、足場等の使用について協力すること。
※	建設副産物の処理	建設副産物の処理は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源有効利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等を遵守して行うこと。処理方法については、補足説明書等による。又、監督職員が指示する場合は処理地への搬入日時、処理時の写真等を報告書にまとめて提出すること。
※	分別解体等	建設物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守し、その種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工すること。
※	再資源化を図る建設副産物	再資源化を図る建設副産物は、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、（　　）とする。 再資源化を図る建設副産物の処理地は、再資源化を行っている中間処理施設とする。ただし、受入側の事情等やむを得ない事情により、処理地を変更する場合は監督職員の承諾を得なければならない。
*	特別管理産業廃棄物	・無　・有（・飛散性アスベスト廃棄物　・非飛散性アスベスト廃棄物　・ＰＣＢ　・廃油　・　　）
※	アスベスト処理	石綿障害予防規則の規定に基づき『特定科学物質等作業主任者技能講習会』を修了した者のうちから請負業主任者を選定のうえ、職務を遂行させること。「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「大阪府アスベスト対策基本方針」に基づき適切に処理を行うこと。アスベスト含有材料の使用部位については図示による。
※	有害発生材の処置	有害発生材は特記なき限り、撤去工事費から有害発生材の見積価格を控除する方法によって請負業者が引取ること。
※	建設機械	低騒音型または排出ガス対策型の機械を使用すること。
※	技能士	※適用しない　・適用する（適用工事種別：本工事の対象となる職種について、従事するよう努めること。）
※	火災保険等	・要（建設工事保険）　・要（火災保険）　※不要
※	完成時の提出図書	完成図：※要（設計図一式） CAD・PDFデータ：CD―ROM　２枚 ・不要
※	工事の記録	監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 工事着手前の現況部分、施工後見え隠れ等になる部分及び監督職員の指示する重要な工事過程並びに完成時の、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 なお、工事写真は、下表による ほか監督職員の指示による。

撮影工程	撮影箇所	箇　所	印画の大きさ	部数	備　考
全工区工事着手前	4方向から	4	サービスサイズ	1	カラー
工事中	施工の状況部分詳細	指　示	サービスサイズ	1	カラー
完成時	外　観	2	キャビネ版以上	1	カラー（原図としてネガ提出）

第２章　仮設工事

※	ベンチマーク	監督職員の指示によって移動の恐れのない箇所を適定し表示する。適当な箇所のない場合には、新たに木杭等を用いて十分堅固に設置し、その周囲に養生を行う。
※	仮囲い	⊙シート張　・フェンスバリケードH=1.8m（・シート張）　・波形カラー鉄板仮囲い ・カラー鋼板囲い（・H=2.4m　※H=3.0m　（・　設置済　・　一部移設）） ※設置済　・一部移設　・ 仮囲いを撤去する場合、工事完了時まで仮設外灯の代替措置を講ずること。 維持管理（電気料金含む）：※要（　本工事の負担とする。）　・不要
※	仮設外灯	※　２か所（※設置済　・一部移設　⊙要　）　工期、乗者名を書き換えること。 維持管理：※要（　本工事の負担とする。）　・不要
※	仮設看板	⊙横生シート　・集生金網　・防音シート　・防音パネル　・防護棚 ・その他（　　）
	外部足場	工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成19年度版）」の 11.2.6　施工中の安全確保」の「2」の規定に従い、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
※	2.3.1（a）（b） 監督職員事務所	監督職員事務所の設置 ⊙要（　本工事の負担とする。）　・不要（設置済） 規模：（・10㎡程度　⊙20㎡程度　・35㎡程度　・100㎡程度）　工事完了時（⊙撤去　・存置） 監督職員事務所の仕上げは、下表を標準とする。

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り
腰　板	塗装油脂調塗装の合板張り又は鉄板張り調合ペイント塗り

監督職員事務所の備品等

⊙要（監督職員事務所には、（本工事）の負担とする。なお、備品内容は下記を標準とするほか、監督職員の指示による。）　・不要（設置済）

備品内容（※20㎡以上の監督職員事務所に適用）

流し台、ガスコンロ口、温湯1箇、冷蔵庫、机、椅子、書棚、ホワイトボード、事務計、

会議机、折たたみ椅子、次風ロッカー、消火器、掃除用具、電話及びファクシミリ、複写機、

パソコン（プロバイダー契約を含む。）代、カラープリンター一式、デジタルカメラ、文具一式、

ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯、冷暖房機

維持管理（光熱水費、電話使用料、消耗品などを含む）：⊙要（本工事の負担とする）　・不要

事務員（1人）：⊙要（　本工事の負担とする）　・不要

※	交通誘導員	警備業法第２条第４項に規定する警備員で交通誘導業務に従事するもの。 ⊙要（図面による）（本工事の負担とする。）　・不要　・（　　） ※その他道路工事については、道路、交通誘導員を配置すること。 図示の通り車道及び歩道に近い場所における施工については交通誘導員を配置すること。 （仮設計画図による）
※	高圧洗浄機	※洗車用：要（※１台）（　本工事の負担とする。）　・不要 ※散水用：要（※圧送機１台につき１台・　台）（　本工事の負担とする。）　・不要 維持管理：（　本工事　）の負担とする。 水道、電気使用料：（　本工事　）の負担とする。
※	工事用設備等	給排水、電気、その他工事用設備の設置、撤去は請負者が行うこと。 なお、仮設水道については（５　ヵ）を（※引き込み済　⊙　本工事の負担で引き込むこと。） 親メーターの設置、撤去は、（　本工事　）の負担で設置すること。分岐、復旧は（　本工事　）の負担とする。 ※必要に応じて、貯水タンクを設置すること。

第３章　くい撤去施工

※	一般事項	※くい引抜き施工 1）既設PC杭を杭先端まで全長に渡って引き抜くものとする。 2）ｴﾝﾎﾞ等で引抜き杭の先端を出し、杭径より大きなｹｰｼﾝｸﾞを杭芯に合わせる。 3）杭頭にｹｰｼﾝｸﾞｽﾍﾟｰｻｰを被せ、所定の深度まで回転圧入を行い、杭と地盤の縁切を切る。 4）杭頭にｳｲﾝﾁ等を設け、杭を引き上げる。 5）引き抜き孔を山砂（客土）にて速やかに埋戻しを行い、現状地盤と同程度の硬さに復旧すること。 6）杭の引き抜きについては、重機の転倒、道路の陥没等に留意して、適切な施工順位を決定すること。 7）重機の転倒防止対策として、敷鉄板や他施工者の責任において必要な対策を講じること。 8）ｹｰｼﾝｸﾞによる無振動・無騒音工法については、各杭より側壁・工夫がなされたｹｰｼﾝｸﾞｵｰｶﾞｰによる工法とする。 尚、作業において他社の特許内容を使用する場合は、所定の手続きを行った上で請負者の責任において施工すること。 ※くい撤去完了後、地盤が軟弱で危険な場合・地盤改良が必要な場合は、監督職員と協議する事。 ※くい撤去工事における事故の影響、責任、解体工事に係る技術の必要性等を十分記載し、関係法令を遵守するとともに、適切な施工計画の作成、工事の実施を行うこと。 ※技術者等の選定にあたっては、くい撤去工事の知識、経験の十分な者を選任する事。施工体制の整備を図ること。 ※くい撤去工事の実施に先立ち、提示された設計図書等を十分把握するとともに、工事現場の立地条件や本工事範囲外の敷地内建物、構造物、近隣民家等の周辺状況はもとより、既設杭の実状が設計図書等と異なる場合を想定し、各構造部分等の十分な目視確認などの調査を行い、工事現場の状況を十分勘知したうえ、第三者及び作業員への事故防止、粉塵、振動、騒音の防止等、周辺の環境保全に十分配慮した、くい撤去工法の選択、環境保全対策、施工計画を作成し工事を実施すること。 くい撤去工事用重機及び仮設材の搬入及び搬出時も同様とする。 ※供給設備の撤去に当たっては、事前に調査を行い、必要な手続きが完了した後、工事を実施すること。 ※くい撤去工事で機械を使用する場合は、低騒動・低騒音工法（ＤＣＴ工法）とする。特にコンクリート等の解体撤去に当たっては油圧式の圧砕機を使用し、安全で能率的な作業方法により順次解体すること。　なお、圧砕機使用不可能な箇所については監督職員と打合わせの上適切な撤去を使用すること。 ※工事現場内には高圧散水機を設置し、常に防塵に努める事。また、敷地周辺に粉塵の飛散などより撤去方法を考慮し、散水を行いながら、施工すること。 ※工事範囲内の配管等の切断、撤去は本工事とする。なお、撤去範囲については事前に監督職員と協議のうえ施工すること。この場合隣接地に迷惑・被害を及ぼさないよう施工するとともに既設配管等と取り合いがある場合は、完全に補修すること。 ※解体材の焼却等一切の火気使用を禁ずる。 ※請負者が産業廃棄物の収集運搬又は処分を処理業者に委託する際には、書面による委託契約を行ない写しを監督職員に提出すること。 ※廃棄物処理過程の全過程を確認するために、請負者は「マニフェストシステム」を採用し、監督職員に写しを提出の上、原本綴を受けること。
※	分別解体等の実施	※解体工事の施工に先立ち、分別解体等を適切に遂行するための具体的手段と方法等を明示した、施工計画書を作成し監督職員に提出すること。 ※建築物の解体撤去にあたっては分別解体等を行う事とし、工程の順序、方法は次のとおりとする。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これによりがたい場合は、監督職員の指示による。

工　程	方　法	備　考
（1）建築設備・内装材等	※手作業　・手作業、機械作業の併用	
（2）屋根ふき材	※手作業　・手作業、機械作業の併用	
（3）外装材、上部構造部分	・手作業　※手作業、機械作業の併用	
（4）基礎等	・手作業　※手作業、機械作業の併用	

その他建築物以外の工作物についても、上記によるものとする。

※	現設物等の処理	※本工事の撤去に伴い図示されていない現設物が出た場合、機械の能力範囲で撤去できるものは速やかに、据り起こし完全に撤去処分すること。ただし、原則として工事費の増額は無いものとする。なお、撤去前に監督職員に連絡し、指示を受けること。

第４章　建設廃棄物の処理

※	関係法令に遵守	建設廃棄物の処理に際しては、循環型社会形成推進法、廃棄廃棄物処理法、資源有効利用促進法、建設リサイクル法等の関係法令や関係条例等を遵守して適切に処理を行うこと。
※	建設廃棄物の処理計画	建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、施工計画書に記載すること。
※	再資源化完了報告書等	特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について（建設リサイクルガイドライン）」（平成14年5月30日　国官計第25号）による再資源化利用促進計画書（実施書）を監督職員に提出すること。

第５章　その他関連工事

※	排水	工事に支障を及ぼす雨水、湧き水、たまり水等は、適切な排水側溝、風水ます等を設け、ポンプ等により排水すること。
※	廃棄発生土の処理	※場内処分（※敷ならし　・　　・場外処分
※	整地・埋戻し	※解体撤去跡は、施工範囲を整地し、転圧付け、清掃を行うこと。 ※整地後は、１０ｍメッシュでレベル測量を行い、図面を作成し監督職員の確認を受けること。なお、周辺の道路高さ、宅地高さ等は、監督職員の指示により測定すること。 ※埋戻しは、ランマー等により締め固めつつ埋め戻しをすること。 ※ブルドーザーによる整地は、転圧後の通過軌跡が重なり合うように走行転圧を行う。なお、転圧はその土質、使用機械に応じて締め固めに適した含水状態で行う。 ※整地に必要な場の買い土（※場内発生土流用　・　客土　　）
※	山留め	⊙　鋼矢板工法（　※圧型2.5m　）　・　鋼抗摩矢板工法（※鋼　・　　）　・その他（　　）
※	地盤改良	材　料：※セメント系（無粉塵型）　　使用量（　３０　ｋｇ／㎥ 程度） 製造所： ・サウンディング試験（　　ヶ所） ※強度試験 （1）配合設計時における地盤改良の強度試験は、室内配合試験（一軸圧縮試験・目標強度2.2ｋｇ／ｃｍ²）とし、試験の結果を報告書にまとめ、速やかに監督職員に提出すること。 （2）室内強度試験において目標強度を満たれない場合は、監督職員と協議に上、固化材添加量を変更する。 ※六価クロム溶出試験（　１ヶ所） 試験については、『セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）』による。
※	その他	※図面及び仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、平成２２年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編、平成２２年版）」及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編、平成１６年版）」による。 ※発生材の処理は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編1.3.6（5）」により場外処分とする。 関係法令に従い適切に処分し報告書を監督職員に提出すること。 ※給水本管（直圧部）の閉栓等については、各市水道事業供給条例に基づく施工者で施工のこと。

竣工図	
承認	大阪府住宅まちづくり部 公共建築室工事グループ　－　－　／　現場監督　／　図面番号　1／18
工事名称	大阪府営枚方牧野北第1期高層住宅（建て替え）新築外2件くい工事
型式名	
図面名称	特記仕様書（くい撤去）
	大阪府住宅まちづくり部公共建築室　縮尺　E　－　E　－　E　－　E　－　／　図面番号　1／18